平成27年12月28日 大村市告示第189号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大村市防災行政無線戸別受信機(以下「戸別受信機」という。) の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の種類)

- 第2条 戸別受信機の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 標準型戸別受信機 音声で防災情報を出力する機器をいう。
  - (2) 文字表示機能付き戸別受信機 音声及び文字表示で防災情報を出力する機器をいう。

(標準型戸別受信機の貸与対象者)

- 第3条 標準型戸別受信機の貸与を受けることができる者(以下「標準型貸与対象者」 という。)は、次に掲げる者とする。ただし、次条の規定により文字表示機能付き 戸別受信機の貸与を受ける者を除く。
  - (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯の世帯主
  - (2) 市内に存する学校、病院、福祉施設、店舗、事務所その他の事業所(以下「事業所」という。)の長(住居と一体となった事業所の長で、住居用として戸別受信機の貸与を受けているものその他市長が戸別受信機の貸与が必要でないと認めたものを除く。)
  - (3) その他市長が特に必要と認める者
- 2 標準型戸別受信機は、標準型貸与対象者ごとに1台を無償貸与するものとする。 (文字表示機能付き戸別受信機の貸与対象者)
- 第4条 文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けることができる者(以下「文字表示付き貸与対象者」という。)は、次に掲げる者とする。
  - (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者で聴覚障害を理由として身体障害者 手帳(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定 する身体障害者手帳をいう。以下同じ。)の交付を受けている者(社会福祉施 設等に入所している者又は寄宿舎、寮その他これらに類するものに入居してい る者を除く。)の属する世帯の世帯主
  - (2) 市内に住所を有し、かつ、居住している者で両耳の聴力レベルがいずれも56 デシベル以上であって、身体障害者手帳の交付を受けていない者(社会福祉施設等に入所している者又は寄宿舎、寮その他これらに類するものに入居している者を除く。)の属する世帯の世帯主
  - (3) その他市長が特に必要と認める者
- 2 文字表示機能付き戸別受信機は、文字表示付き貸与対象者ごとに1台を無償貸与 するものとする。

(貸与の申請)

第5条 標準型戸別受信機の貸与を受けようとする者は様式第1号のよる申請書を、 文字表示機能付き戸別受信機の貸与を受けようとする者で、前条第1項第1号に該 当する者は様式第1号の2による申請書に身体障害者手帳の写しを添えて、前条第 1項第2号に該当する者は様式第1号の2による申請書に聴力レベルを記した医師 の診断書を添えて市長に提出しなければならない。

(戸別受信機の返還)

- 第6条 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、事業所の廃止 又は市外への移転、転出その他の理由により戸別受信機を必要としなくなったとき、 又は文字表示付き貸与対象者に該当しなくなったときは、速やかに大村市戸別受信 機返還届(様式第2号)を市長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。 (設置場所等の変更)
- 第7条 使用者は、事業所の市内における移転又は転居により戸別受信機の設置場所 又は第5条の規定による申請の内容に変更が生じた場合は、大村市戸別受信機申請 事項変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(戸別受信機の管理等)

- 第8条 使用者は、戸別受信機を善良な管理者の注意をもって取り扱い、戸別受信機を使用できない等の異常を発見したときは、速やかにその状況を市長に届け出なければならない。
- 2 使用者は、戸別受信機の全部又は一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。 (維持管理の費用)
- 第9条 戸別受信機に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他戸別受信機の 維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年大村市告示第167号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年大村市告示第191号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年大村市告示第122号)

この告示は、公表の日から施行する。